

会 議 録

会議の名称	平成28年度 第4回本庄市都市計画審議会
開催日時	平成29年3月29日(水) 午後 2時00分から 午後 4時00分まで
開催場所	本庄市役所 職員厚生室
出席者	(委員) 田中 護委員、田端 講一委員、横尾 巧委員、小暮 ちえ子委員 櫻田 平一郎委員、岩崎 信裕委員、小林 猛委員、明堂 純子委員 鹿角 豊委員(代理 小林副所長)、伊藤 智枝子委員、永井 重男委員 山口 幹幸委員
	(事務局) 出牛都市整備部長、荒井都市整備部次長、蕪塚都市計画課長 武正課長補佐兼計画街路係長、岩崎主査、新井主査、武政専門員 西村主事 (計画作成支援業者) 木村、村本
欠席者	倉本 優委員、神山 長平委員、向田 稔委員
議題 (次第)	次第1 開会 次第2 あいさつ 次第3 議事 次第4 その他 次第5 閉会
配付資料	・次第 ・議案第6号(修正版) ・第4回本庄市都市計画審議会資料
その他特記事項	
主管課	都市整備部 都市計画課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局(課長)	皆様には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の案件は、前回からの継続審議であります第6号議案立地適正化計画(素案)についての1件でございます。 それでは、田中会長にごあいさつを頂き、議事進行をお願いしたいと存じます。
田中会長	前回に引き続き、立地適正化計画(素案)についてご審議いただきます。

	<p>今回は、委員の皆様から頂いたご意見に対し修正案が示されております。委員の皆様を活発なご審議を賜り、答申としてまとめてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、本日の審議会が開会に必要な定数に足りているかを事務局から報告をお願いします。</p>
事務局（課長）	<p>本日、ご出席いただいております委員は15名中12名で、都市計画審議会条例で規定する2分の1以上の出席がありますので、定数に足りていることをご報告いたします。</p>
田中会長	<p>議事に入ります。「本庄市立地適正化計画（素案）」及び資料について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず1点目として、前回要望がございました、本市における人口分析の説明、2点目といたしまして、前回皆さまよりいただきました、素案についてのご意見とそれに対する修正内容をまとめたものをご説明いたします。</p> <p>それでは、お手元の資料「第4回本庄市都市計画審議会資料」をご覧ください。</p> <p>○資料及び議案第6号修正版を基に一括説明</p>
田中会長	<p>ただ今説明を受けましたが、質疑等はございますか。</p>
山口委員	<p>私からは、4点意見を述べさせていただきます。</p> <p>まず、1点目、都市機能誘導区域というのは、居住誘導区域の中で設定するもので、住民福祉、子育て、そういった生活に密接する利便施設の誘導を図ろうとするものです。これから投資環境が厳しくなる中で、民間の力を誘導していこうとするもので、それが誘導施設の意義だと思います。この立地適正化計画は、基本となる本庄市のマスタープランに基づく都市計画と重ね合わせて、さらにそれを一体的に運用することによって、住みよいまちづくりを実現していこうとするものです。こういう意味ですから、当然この立地適正化計画の議論では、本体の都市計画の話にどうしても触れることとなります。前回のときにもエリア設定は適切なのかという話をさせていただきました、私は、市街化区域全体を居住誘導区域とすべきだと思います。市街化区域の縁辺は、区画整理事業をして、住宅が張り付いてきているので、これからはもっと内側に居住を誘導をしていくとの説明ですが、この居住誘導という意味が居住促進と同じように捉えられているのではないかと思います。誘導区域を設定して、区域外であれば、一定の条件で届出が必要になると説明がありましたが、この届出制度が曲者でして、いわゆる規制ではないけれども緩やかな規制には該当するものです。届け出という行為を持たせるだけで、そこに一定の効力が発生するのです。補助金を出すことなどにより誘導をしながら、内側に住宅や都市機能施設を配置させようとする、区域の中と外とでは、違いが出てきます。今は区画整理事業で新興住宅が張り付いて</p>

いますが、やがて時が経つと、誘導区域外となったことにより、人口密度が低くなっていくことは当然考えられるわけです。そうすると誘導区域を設定することによって、地価が変わってきます。区域を絞ることによって、地価が下がれば税収が下がることにもつながりますので、区域設定をこんな内側に絞り込む事ははたして良いことなのかと思います。20年先を見据えて本当にそこが区域として、コンパクトシティの将来形になるのだろうかと考えます。これは時間をかけながら、時期を見ながら、本当に将来的に人口が少なくてどうしようもないというような兆候が見えた時に、区域設定を内側に絞るべきだと考えます。

2点目ですが、前回の審議会で、太陽光発電のあるところについては、長期的にも利用が見込めないのだから、誘導区域とするのは疑問だという意見がありました。都市計画運用指針を見ても、新たに開発するところは居住誘導区域に含めるべきではないと書かれておりますので、そういったところは誘導区域から外すべきだと思います。

3点目ですが、児玉地域は線引きされていません。線引きされていないと、この居住誘導区域の設定が線引きの代替措置となるということが国の資料には書かれています。そうすると、この区域の設定は、市街化区域、市街化調整区域に変わるものという、大変重要な位置づけがあると理解しなくてはいけないと思っています。今回、市街化調整区域は居住誘導区域に含めていませんが、立地適正化計画は都市計画区域を対象にするわけですから、当然そこも視野に入れる必要があるはずで、都市計画では、そのところはやはり大事にしていかななくてはならない。今の生活を維持していくため居住誘導区域の中に、集落を含めるべきではないかと思っています。立地適正化計画には、都市計画区域全体に目配りしなさいということが課されているわけですから、厳しい状況や社会現象がある中で、本庄市の多くの集落についても、将来ともに生活を維持していけるようにしなければならぬのです。本庄市は自治会が85あるわけです。この85の自治会を元気な形で維持していくことが必要で、そのためにはどうするか、そういったところにまで踏み込んで考えていただきたいと思っています。それは、立地適正化計画の中で具体的に何かをするという話ではなく、既存の都市計画の中で、例えば横浜市などのように、市街化調整区域に地区計画を定めるとか、若い人が転入してくるようになるとかです。集落の人口動態を調べれば、おそらく激しく落ち込んでいると思います。開発許可制度にまで踏み込んで考えるべきだと思います。集落を維持保全し、今後とも元気な集落であり続けていくためには、どういうことを都市計画として考えるべきなのかの検討をお願いしたいと思います。

4点目、本庄早稲田の駅前の件です。本庄早稲田駅周辺の地区計画を見ましたが、これはマスタープランにも書かれているように、駅前の街区A1地

	<p>区は、商業機能を形成するところです。C1、C2地区、そこについては先端技術、技術関係などの業務機能を入れていこう、このように書かれています。それが地区計画の目標のはずです。そこに居住誘導区域を設定するということは、いかななものかと思います。住宅は建てられませんか地区計画ではなっているのに、あの地区に住宅を建てようとしているのでしょうか。拠点性を持たせるために商業、業務機能を配置するのであれば、居住誘導区域から外せと運用指針には書いてあります。地区計画の件は、表裏一体の問題なので、触れさせていただきますが、東京23区でも同じように、まず、地区計画方針を都市計画決定をします。時間軸を持ちながら、具体的に形態だとか建物のかたちが決まってから、その段階で地区整備計画を作るわけです。それを都市計画審議会に諮ります。事業者から、こういったものをつくりたいと企画提案をされて、それをきちんと都市計画審議会に諮って、都市計画整備計画を都市計画決定し、併せて建築条例を作ることによって、重要な形態制限等がきちんと守られていくのです。本庄市の場合は、かなり大雑把な地区整備計画が現在定まっています。改めて地区整備計画の見直しをするのであればかまいません。その段階で都市計画審議会に諮問するのであれば良いと思います。本庄早稲田地区では、平屋建ての建物が現在多く建っています。これはどういうことなんでしょうと疑問に感じます。地区整備計画を改めて見直して、都計審にかけるのであればいいのですが、これは本当に由々しき問題です。私は、前の審議会でも意見を述べていますが、都市計画とはかたちを作ればよい、それだけではないのです。根本的な問題として、税金に関連するんですよ。固定資産税、都市計画税、市の税金です。例えば1千平米に建蔽率6割で4階建てが建ったとします。私の試算ですと約500万円以上の市税が入るはずですよ。B1、B2地区のところなどで、平屋建ての建物を建てると、多額の税金が見込めるところでありながら少ない税金となってしまう。今の地区計画手続きでは、届け出をされれば、市は勧告しかできない制度なのです。これでは行政は力が無いわけです。高度利用を図るべき地区に戸建て住宅を建てるような計画は問題があります。地区整備計画を改めて見直していただきたいので、そのことについて言及させていただきました。</p>
田中会長	<p>ご意見では地区計画に関する件もありましたので、立地適正化計画に関するご意見としては3点ということでしょうか。</p> <p>(山口委員 はい)</p> <p>1点目は、市街化区域を居住誘導区域とすべきというご意見。立地適正化計画につきましては、市街化区域の中に誘導区域を定めて、生活に密接する便利施設の誘導を図ろうとするならば現段階では、ここまで絞るべきじゃないというご意見だったと思います。</p>

山口委員	はい、この区域設定は、大変重いものであると捉えています。
田中会長	2点目は、前回の審議会でもご意見がありました本庄早稲田駅周辺の誘導区域から栗崎地区の太陽光パネルが広い面積で設置されているところの件ですが、この件は、前回の事務局の説明で、20年間を見据えた長期計画なので、太陽光パネルが設置されている場所であっても長期的な視点で、誘導区域に含めたいという説明があり、その点では各委員のご理解はいただいたと思っていたのですが。
山口委員	運用指針には、除くように書いてあり、国の考え方と異なると思いましたので改めて申し上げました。
田中会長	3点目は、本庄早稲田の地区計画で商業、業務機能向けとして定められた区域は、居住誘導区域から外すべきということですか。
山口委員	はい、都市機能をきちんと位置付けていくのであれば、居住誘導区域にするべきではないと思います。
田中会長	1点目の居住誘導区域は市街化区域全体とすべきという意見と、2点目、3点目は、状況に基づき居住誘導区域から除くべきという意見で、少し矛盾するような気もしますがいかがですか。
山口委員	福祉施設や病院ですとか、予定しているエリアの中で建てることには問題ないと考えています。ただ、福祉だとかといった施設とは別に、拠点性をもった機能を確保するということがマスタープランに掲げられているわけですから、その機能を確保するための区域をきちんと位置づけることが必要と考えているからです。
田中会長	特に1点目については、基本となる部分です。この議論は、まちなか再生と新しい魅力と活力あるまちの創造に取り組むことを方針とすることで、一定の合意はなされてきたと考えていますので、前回にご意見が出されるべきだったかなと思います。
山口委員	前回の審議会の後に、国交省に電話を入れて確認しまして、今回意見を出させてもらいました。
田中会長	それでは、ただいまのご意見に対し事務局から説明することはありますか。
事務局	山口委員からいただいたご意見の中で、立地適正化計画に対する考え方、捉え方について、まずご説明させていただきます。都市再生特別措置法の第81条で立地適正化計画を市町村は作成することができることが規定されております。同条第11項には、居住誘導区域をどういったところに定められるかということが書かれています。条文を読み上げますと、「居住誘導区域は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定めるものとし」「市街化調整区域、災害危

	<p>険区域その他政令で定める区域については定めないものとする」と規定されております。そこが基本になります。居住誘導区域自体は市街化区域の中に定めるもの、言い換えますと市街化調整区域には居住誘導区域を定めないことを前提として計画素案を作成しています。都市機能誘導区域につきましては、議案第6号の序章の第3のほうに区域を示していますので、こちらをご覧いただきたいと思います。先ほど本庄早稲田駅周辺の地区計画に触れられましたが、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内に定めることとされていますので、その地区に機能を集積する都市機能誘導区域を定める場合は、居住誘導区域内に定めねばならないために、居住誘導区域を外すことはできないのです。</p>
山口委員	<p>それは、解釈が違うのではないのでしょうか。都市機能誘導区域は、居住誘導区域を含めない場合もあると書かれていますので、分けることはできるのではないのでしょうか。本庄早稲田駅周辺には、拠点性をもった建物がそこにできなくてはいけないのです。それであれば、住宅系を誘導する区域とするべきではないと思います。地区計画は、計画を見た所有者が企画提案を出してきて進められるだけで、地区計画の方針を守らせるための担保がありません。方針をきちんと守れるかどうかを一番心配しています。地区計画については、立地適正化計画を全体的なものとして、この計画を策定した後に改めて都計審に諮られるのかを聞きたいのです。前回の都計審の時に多くの意見が出されましたように、これが本当に実現できるかどうかを期待されているわけです。東京都では、企画提案を方針だけ初めに決めて、地区整備計画は、企画提案が出てきた段階で再度都市計画に付議する方法を取っています。本庄市の場合、あらかじめ地区整備計画が全体的に定めてあります。ただ、その具体的内容はまだ決まってないわけですから、誰がどういうものを建てるか決まっていない段階で、地区計画の中で地区整備計画を定めてあるので、大雑把な計画になってしまっています。それですべて許可してしまうと、建てる側は、この地区整備計画だけを守ればよいと考えてしまいます。そのため、A1地区のような拠点となる所に建設する場合の建築計画が問題になるのです。これは税収にも影響します。市の財政基盤を強固にさせることも立地適正化計画の目的となっています。ですから、立地適正化計画の趣旨を踏まえ地区計画の方針に沿った地区整備計画を整備することが必要です。次回以降に、こういう地区計画方針に沿った手続きを進めることを約束してもらいたいのです。</p>
事務局	<p>本庄早稲田駅周辺地区地区計画は、A1地区のような駅前の都市機能を誘導すべき地区の建築物の用途の制限としまして、A1地区は住宅や共同住宅、またB1地区や沿道系のF1地区などは、1階部分が住居系になるものは作れないこととしております。それ以外の産業業務地区でありますC1、</p>

	<p>C2地区も住居系は建てられないこととしております。立地適正化計画と地区計画を重ねることによりまして、実際には、本庄早稲田駅前などには住居を呼ぶことはできず、産業業務や商業業務というものが誘導できるような都市計画となっております。地区計画につきましては、業務系、商業系、住居系と、ゾーニングを行い、それに合わせて用途地域や地区計画を決めております。地区計画は、区域の整備、開発及び保全に関する方針と地区整備計画がセットになっていますので、都市計画審議会の議を経て決められることとなります。今回の立地適正化計画と委員のおっしゃる本庄早稲田駅周辺地区地区計画の問題は分けてご審議いただければと存じます。</p>
山口委員	<p>立地適正化計画は、本庄早稲田駅周辺の拠点づくりを踏まえて、これを一体的に運用することによって都市計画を実現していくのです。ましてや本庄早稲田の駅前が居住誘導区域に含まれているのであれば、本庄早稲田駅周辺地区地区計画の問題についての議論は、拠点形成の考え方に関する問題であり、本質的に必要な議論であると考えます。私だけでなく、他の委員も駅前の開発について心配されています。ですから、この都市計画を立地適正化計画の中で、どうするのかをきちんと決めておくべきであると思います。</p>
事務局	<p>事務局としてもご意見はわかります。地区計画を定めた中で、実際に建てられている状況を踏まえて、今後どうしていくかというのは、今後の課題として考えていかななくてはならないと捉えております。前回いただいたご意見を踏まえ、立地適正化計画は、修正案としてⅡ-4に本庄早稲田駅周辺について、新しい魅力と活力あるまちの創造を目指すことの中に、業務系に関する記述を追記させていただきました。</p>
明堂委員	<p>本市の立地適正化計画で、市街化区域を全て居住誘導区域にしてはどうかというのは、少し問題があるように感じます。そもそも市街化区域は居住誘導区域なのだと思います。しかしながら、人口減少の時代にあっては、緩やかにではありますが集約型の都市構造を目指しますというのが立地適正化計画であると捉えています。そして、都市機能の配置を重点的に進めていこうとする都市機能誘導区域について、中心部の元気を維持していくことが本市の将来にとって必要であるとする方針により、この素案ができているのだと思います。そうしたことから見ますと、市街化区域全部を居住誘導区域にするのは、少し無理があると思います。また児玉地域では、用途地域の指定だけで市街化区域はありませんので、用途地域全部を居住誘導区域にするのかという問題が出てきます。ご心配されているのは、居住誘導区域に入っていないと、そこから外れた市街化区域は、今の市街化調整区域のような扱いを受けるのではないかとということだと思います。土地区画整理事業を実施したところなども誘導区域から外れています。区画整理事業を実施したところを外して、将来的にそれが新たな市街化調整区域の線引きになるようなこと</p>

	<p>があるとするれば、全部入れておくべきではという考えも出てきます。もし将来的に居住誘導区域のみが市街化区域のような扱いになり、外れたところは適正化の対象になるのであれば、誘導区域は広く設定したほうが良いという考えはあると思います。</p>
事務局	<p>立地適正化計画という制度は、人口減少が進み市街地が疲弊してきますと、その市街地の商業施設などの都市機能施設が撤退してしまい、利便性が下がって、また人口が減ってしまうという課題をどうにかしようということで出来た制度であると認識しております。素案のI-5ページをご覧くださいと思います。市街化区域の縁辺などで区画整理事業を実施してきたところは、人口が増えています。一方で、本庄駅の北口地域などは濃いブルーで人口減が大きなエリアとなっています。I-6にあります児玉地域も同様に既成市街地の減少が大きくなっています。まちなかの中山道沿いなどの市街化が進展していたところで人口減少が進んでいる状況です。本庄市はこの立地適正化計画策定にあたり、アンケート調査などでも駅近に住みたいという意向が多い状況や、既成市街地の人口減が進む中でまちなか再生を柱として、区域設定等を検討してきたものです。</p>
山口委員	<p>それは、居住促進地域の話であり、住宅をどんどん作るため、そこに投資しようということでしょう。今現在人口密度がある程度あるところは、今後増えるだろうからそこは別に居住誘導区域に含めなくても問題ないという考え方ですね。立地適正化計画は、そうではなくて居住、人口密度を一定に保つという考え方があるのではないですか。立地適正化計画は、全国で多くの市町村が策定していますよね。調べますと策定した多くの市が、市街化区域全体を居住誘導区域にしています。本庄市の計画は、本来の考え方と違う考え方なのだと思います。それは、立地適正化計画の焦点をまちなか再生に絞り込んでいるからです。</p>
田中会長	<p>大変難しい話です。山口委員のお考えと、明堂委員のお考えは聞きましたが、ほかの委員さんのお考えはどうですか。</p>
小暮委員	<p>私も集約型で市をまとめていかないと、持続していけないことは、もう目に見えている話だと思っています。この誘導区域については、どこで線を引くかは、今の時点では正解は無いと考えます。まちなか再生についても、基となるマスタープランがあって、それとの整合性を図られて、区域を決めたということでしたら、この素案の方向、内容で良いのではないかなというのが率直な感想です。ただ、やはり山口委員がおっしゃっているように、区域以外のところが今後どうなるのかは、立地適正化計画とは別のものできちんと担保をとっていただきたいと考えています。この点についてきちんと整理されているならば、私は概ねこの内容で良いと思います。実際、誘導対象は民間です。民間がどのように動くかは、誰にも分からないです。どう</p>

	<p>いった企業や店舗が進出してくださるかは、正直やってみないと分からない部分だと思えます。立地適正化計画は、多くの自治体が策定しています。社会情勢を見据えて、それに合わせたもので、庁内調整もしっかり取れているということであれば、この計画で始めてみて、必要な見直しは行っていくということではいかがでしょうか。</p>
山口委員	<p>全く同じ意見ですが、将来のことは分からないのであれば、市街化区域に設定すべきだと思います。居住誘導区域は、時間をかけながらきちんと、明らかになった段階で絞り込んでいけば良いと思います。</p>
永井委員	<p>まちづくりがうまくいかないのは、いわゆる行政主導で、押し付ける活動になってしまうからです。それが根本的にあると私は聞いています。立地適正化計画というのは、現状を見て、そして将来を推測した場合、財政破綻を危惧するので、コンパクトな街を作って、自治体を維持していけるようにするものだと思います。本庄市の状況と様々な問題を考えますと、まあまあこの立地適正化計画は、できているのではないかと私は思っています。確かに山口委員が言われた通り、もっと戦略的に、また広い区域で実施するという意見も、それはそれで良いと思います。しかし根本的には、住民のまちづくりの活動が主体的にならないとうまくいかないと考えます。住民のまちづくり活動とこの計画が共存するのであれば、それはもっといいと思います。この計画を進めるために、住民の活動をこれからもっと促進していけば、まちづくりは実ると思います。前回の審議会で指摘させていただいた目標値も、数字を直すだけではなくて、そのための施策をしっかり講じてほしいのです。私はまちづくりに、参加じゃなく参画をしていきたいと考えています。</p>
田中会長	<p>施策については、計画を推進していく中で、拡充させていくということになるかと思えます。</p>
山口委員	<p>回答が漏れているのですが、集落についても生活を維持していけるように立地適正化計画の中でも、都市計画区域全体に目配りしなさいとあります。集落は、開発許可制度で厳しい規制がされており、おそらく人口は今後も減少していき、住宅関連施設も無くなってしまうのが現実的な流れだと思います。開発許可の必要な区域にお住まいの方もいらっしゃると思いますが、それらの区域が今後とも生活を維持していけるようにするにはどうすべきなのかを、都市計画としてこの計画の一環として考えることをお願いしたい。</p>
事務局	<p>市街化調整区域の集落についても何とかなくてはいけない、維持していかなければならないということは認識しております。立地適正化計画における、居住誘導区域と都市機能誘導区域は、市街化区域及び用途地域などを基本とします。市街化調整区域内の集落については、素案のⅡ－１のところに記載しましたように、立地適正化計画の基本方針として、居住誘導区域以外、これには市街化調整区域も含まれますが、多様なライフスタイルの実現を図</p>

	<p>る方針とさせていただきます。なお、都市計画マスタープランでは、都市計画全体のプランでありますので農村集落地についての整備・誘導の基本方針を示させていただきます。</p>
山口委員	<p>今後の集落を考えれば、開発許可制度の見直しも必要ですし、あるいは若い人たちが地元に戻る場、若い人が流入する制度もあっても良いでしょう。市街化調整区域も地区計画を立てられるわけで、他市を参考にしながら、前向きに考えていただきたい。できれば、立地適正化計画の一番最後でも構わないから、今後の課題として掲げていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>立地適正化計画では、市街化調整区域内の既存集落と市街地を公共交通ネットワークで結び、居住誘導区域内の施設への移動をしやすくするなどの取り組みで、市街化調整区域内集落が生活しやすくなる環境とする方針としています。このため、事務局としては今回の素案に今後の課題として市街化調整区域の問題を掲げることは控えたいと考えます。今後、立地適正化計画を見直すときに、こうした問題を計画に盛り込むことが必要であれば掲げることは必要と考えております。</p>
明堂委員	<p>皆さん心配していますのは、中心市街地は良いとして、周りの集落はどうなるのだろう。集落も都市計画区域の中にあるし、居住地でしょうということです。委員の皆さんは、市のいろいろなまちづくりなどに、何らかのかたちでお役に立ちたいと思っている方です。都市計画審議会としての答申とは別になるとは思いますが、もしできたら早稲田駅周辺、本庄地域の旧市街地のまちなか、線引きはないけれども児玉地域のまちなか、周辺集落の件について本庄市の将来の福祉も視野に入れて、都市計画審議会として、意見を足すということを会長さんの仕切りでしていただければ、今よりは話が進むのではないのでしょうか。</p>
山口委員	<p>会議録があるからいいのではというお話もありますが、重要なポイントについては、明堂委員がおっしゃったような審議会として意見を伝える方法が取れないでしょうか。素案の段階で、修正意見と付帯意見を使い分けるのは難しいとは思いますが、ぜひお願いしたいと思います。そういう意見書を取りまとめるということは、素案の時期だからこそ時宜適切なのだと思います。</p>
事務局	<p>都市計画審議会でこのように進めてほしいというご意見でまともれば、それに対し、見直しの検討をさせていただきます。それとは別に、こういった意見がありましたというのは、会議録等で開示もできますし、また次に見直すときにも、審議会でお出されたご意見は参考にさせていただきます。</p>
横尾委員	<p>市としては、この素案内容について審議の区切りをつけたいのだと思います。ディテールや次に作成するときの課題の扱いにまで話が進みますと、なかなか収集がつかなくなると思います。まずは、素案の内容について、この</p>

	<p>ままで良いのかを議論するのはどうでしょう。次の見直しの時などに、改めてディテールに関する部分も含め、審議することは重要だと思います。そういう時期というのは、また必ず来ます。骨格を決める段階で、ディテールと一緒に議論しているとなかなか進まないと思います。山口委員のおっしゃることは、素晴らしいことで、私も早稲田駅周辺の立地状況は物足りないと思っています。ただ、それとこの素案は分けて審議したほうが良いと思います。</p>
山口委員	<p>本庄早稲田駅前の話は、立地適正化計画の中で何とかするという問題ではありません。確かにディテールの問題であり、これは都市計画としてきちんと修正してほしいと思っています。ただ、集落の問題と区域設定の件は本筋です。区域設定は大変難しいので賛否両論分かれてしまうでしょうが、書きようによって意見書を出すこともできるのではないですか。骨格である区域設定の考え方が、そもそも違うような感じがします。</p>
明堂委員	<p>先ほど私が申し上げたのは、委員の皆さんが、将来を考えて意見を出されているのであれば、それは別の方法で意見を集約したらどうなのかなという考えです。この素案は、現状を見据えればそれなりに良くできていると思います。</p>
岩崎委員	<p>区域設定については、様々な考え方があると思います。本庄地域の中心市街地に位置づけたところは、平成12年から平成22年の間で20%程度の減になっています。平成22年まででも減っていますから、現在の減少はもっと進んでいるかもしれません。これらのエリアのまちなか再生に取り組む必要があるのではないのでしょうか。この地域で、都市計画税を払いながら、一生懸命生活されてきた人に、ようやく陽があたると思っています。このエリアを何とかしたいと思っています。</p>
田中会長	<p>皆さんからいろいろな意見をいただきましたが、この計画は、本庄市の20年後の将来を見据えたまちづくりの計画で、今後、定期的な見直しも行われるとのこと。この計画を進めるにあたっては、それぞれの施策について、いろいろな工夫をしたり新たな知見等を取り入れながら、しっかりとまちづくりを進めていただくということで、概ねよろしいのではないかとご意見のように思われますがいかがでしょう。</p>
山口委員	<p>施策についての議論はなされていないように感じます。国交省の立地適正化計画の手引きを見ますと、どういうまちにしたいかというターゲットを決め、その問題解決にどのような施策を講じるのかが計画のポイントとされています。前回申し上げた戦略です。駅前の活性化を図りたい、魅力あるまちにしたいといっているのであれば、どういうふうに活性化したいのか、どういう魅力を作りたいのかというターゲットがわかりにくいのです。魅力もいろいろあるわけ。地域資源を生かしたりすることもあるでしょう。要するに、どういうまちづくりをしたいのか、そのイメージが分からな</p>

	<p>いのです。本庄市として議論を重ねてきているのでしょうから、具体的にこうしたことを目指して、この事業を進めますなど、独自のアイデアを示していただきたい。</p>
事務局	<p>計画のターゲットは、「まちなかの再生」と「新しい魅力と活力あるまちの創造」、そして「多様なライフスタイルの実現」です。その計画を遂行していくための施策は素案のVI-1以降にございます各施策であります。現時点ではこれらの施策としておりますが、この計画は概ね5年ごとに見直しを行うことになっております。ここに記載した事業だけを実施していくわけではなく、必要な事業を見直しのときに、また必要であれば5年を待つことなく加えていく考えでおります。こういった計画につきましては、PDCAサイクルにより、常に検証を行いながら進めて参ります。</p>
永井委員	<p>この立地適正化計画の素案については、都市計画審議会としてこの内容で審議したということで良いと思います。ただ、これに条件をつけられるのであれば、もっと良くなると思います。5年の見直しであれば、その時にもう1度、今までの議論が活かせるようにしていただければまとまるのではないですか。</p>
小林委員	<p>委員の皆さんから多くの意見も出され、素案に対する意見は概ね方向が出ているように感じます。決を採ってはいかがでしょうか。</p>
田中会長	<p>こういった計画を進めるにあたっては、行政内部の委員会などにより、進捗管理をしっかり行ってもらうことが必要です。その中で、計画と施策の改善に取り組んでもらいましょう。</p> <p>時間もだいぶ経過いたしました。立地適正化計画素案については、前回の案に皆様からいただいた意見を反映した今回の内容で概ねよろしいという意見が多いようですので、採決に入ってもよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>本審議会に諮問されました、議案第6号「本庄市立地適正化計画(素案)について」は、前回の原案に皆さまからいただいたご意見を反映させた今回の素案をもちまして、賛成するというに御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本庄市立地適正化計画素案につきましては、前回の素案に皆様からいただいたご意見を反映させた今回の素案に賛成する答申とすることに決定をいたしました。それでは議事が終わりましたので、事務局に司会進行をお返しします。ご協力ありがとうございました。</p>

様 式

事務局（課長）	<p>前回に引き続き、慎重審議いただきましてありがとうございました。それでは、「その他」ということで事務局よりお知らせいたします。</p> <p>ご審議いただきました本庄市立地適正化計画（素案）につきましては、来年度の夏頃にパブリックコメント等市民の皆さんのご意見を伺った後、策定の運びとなる予定です。</p> <p>皆様には大変お忙しい中、本庄市都市計画審議会にご出席いただき、ご審議をしていただきましたことに改めてお礼申し上げます。誠にありがとうございました。</p>
---------	--